議案第36号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の改正により、地域型保育事業所を卒園した後においても引き続き教育又は保育が受けられる場合には連携施設の確保が不要とされるとともに、保護者の疾病等の理由により家庭での養育が困難な乳幼児に居宅訪問型保育を提供できることが明確化されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

ように改正する。	
改正後	改正前
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 (略)	第6条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 市長は、 <u>次の各号のいずれかに該当する</u> ときは、 <u>第1項第3号</u> の規定を適用しない ことができる。	4 市長は、家庭的保育事業者等による第1 項第3号に掲げる事項に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認めるときは、 同号の規定を適用しないことができる。
(1) 市長が, 法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって, 家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して, 利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき, 引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。	
5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の 場合において、家庭的保育事業者等は、法	5 前項の場合において,家庭的保育事業者 等は,法第59条第1項に規定する施設の
第59条第1項に規定する施設のうち、次	うち、次に掲げるもの(入所定員が20人以

等は、法第59条第1項に規定する施設の うち、次に掲げるもの(入所定員が20人以 上のものに限る。)であって、市長が適当 と認めるものを第1項第3号に掲げる事 項に係る連携協力を行う者として適切に 確保しなければならない。

(1)及び(2) (略) (1)及び(2) (略)

に掲げるもの(入所定員が20人以上のも

のに限る。)であって、市長が適当と認め

るものを第1項第3号に掲げる事項に係

る連携協力を行う者として適切に確保し

なければならない。

(居宅訪問型保育事業)

- げる保育を提供するものとする。
 - (1)から(3)まで (略)
 - (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡 婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6 条第5項に規定する母子家庭等をい う。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜 の勤務に従事する場合又は保護者の疾 病,疲労その他の身体上,精神上若しく は環境上の理由により家庭において乳 <u>幼児を養育することが困難な場合</u>への 対応等,保育の必要の程度及び家庭等の 状況を勘案し,居宅訪問型保育を提供す る必要性が高いと市が認める乳幼児に 対する保育

(居宅訪問型保育事業)

- 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲 げる保育を提供するものとする。
 - (1)から(3)まで (略)
 - (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡 婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6 条第5項に規定する母子家庭等をい う。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜 の勤務に従事する場合への対応等、保育 の必要の程度及び家庭等の状況を勘案 し,居宅訪問型保育を提供する必要性が 高いと市が認める乳幼児に対する保育

付 則

この条例は、公布の日から施行する。